

めむろ安心メール配信基準

■配信に係る基本的考え方

災害など、町民の安全や財産を守るために緊急性・重要性が極めて高く、被害が広域に及ぶ危険がある場合、また、町内において不審者や事件等があり、町民に危険が及ぶと判断した場合について、登録者へ「めむろ安心メール」を配信する。

■配信項目

- (1) 災害情報（気象情報・河川水位情報を含む）
- (2) 復旧・復興期における被災者支援に関する情報
- (3) 防犯情報（不審者情報を含む）
- (4) 行方不明者情報
- (5) 熊情報
- (6) その他必要な情報

■配信基準

- (1) 災害情報（気象情報・河川情報を含む）
 - ①町内に災害（地震・大雨・停電など）が発生し、又は災害発生のおそれがある場合に避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令するとき
 - ②河川がはん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位を超えたとき
 - ③土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報が発表されたとき
 - ④大雪や大雨、強風などにより町内の道路において通行止めが発生したとき
※対象となる道路…町内の国道・道道、及び町道
 - ⑤避難準備情報・避難勧告・避難指示の解除、及び町内の道路通行止めの解除
- (2) 復旧・復興期における被災者支援に関する情報
 - ①物資配付・給水に関する情報など
 - ②インフラ復旧に関する情報（道路、上下水道など）
 - ③その他、災害対策本部等が配信すべきと判断した情報
- (3) 防犯情報（不審者情報を含む）
 - ①町内で声かけ事案があったとき
 - ②町内で痴漢行為や車への引き込みなどの事件が発生したとき
 - ③町内で暴行、連れ去り、凶器保持などの重大な事件が発生したとき
- (4) 行方不明者情報
町内で行方不明者が発生し、家族から安心メールを活用して情報提供を依頼されたとき
- (5) 熊情報
町内で熊が出没し、担当課（農林課）において町民への周知が必要と判断したとき
- (6) その他必要な情報
上記（1）～（5）以外で、町民に情報を配信する必要があると判断したとき